

地方独立行政法人佐世保市立総合病院及び  
地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の概要

## 1 評価委員会の概要

### (1) 設置の根拠

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。（法第11条第1項）

### (2) 位置付け

市長の附属機関

### (3) 役割

地方独立行政法人の業務の実績に関する評価を行うとともに、法人が達成すべき業務運営に関する目標である「中期目標」を策定する際の意見や当該目標を達成するために法人が策定する「中期計画」に対して市長が認可する際に意見を述べる等、法人の業務全般について、客観的かつ中立公正に評価を行う。

### (4) 組織・運営

地方独立行政法人佐世保市立総合病院及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例に基づく

- ① 委員10人以内。学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から市長が任命する。
- ② 任期は2年（再任可）
- ③ 委員長は、委員の互選により選出

## 2 評価委員会で取扱う事務

事務内容（地方独立行政法人法根拠）	時期
① 中期目標を作成・変更する際の意見（法第25条第3項）	
② 中期計画の作成・変更を認可する際の意見（法第26条第3項）	
③ 業務方法書を認可する際の意見（法第22条第3項）	作成時及び変更時
④ 役員報酬等の支給基準に対する意見の申出（法第56条第1項において準用する法第49条第2項）	

⑤ 財務諸表を承認する際の意見（法第34条第3項） ⑥ 各事業年度における業務の実績に関する評価（法第28条第1項） ⑦ 各事業年度における業務実績の評価結果の通知及び評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告と公表（法第28条第3項・第4項）	毎年
⑧ 中期目標期間における業務の実績に関する評価（法第30条第1項） ⑨ 中期目標期間における業務実績の評価結果の通知及び評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告と公表（法第30条第3項において準用する法第28条第3項から第5項まで） ⑩ 中期目標期間の終了時に業務全般にわたる検討等を行う際の意見（法第31条第2項）	3年毎
⑪ 重要な財産の処分を認可する際の意見（法第44条第2項） ⑫ 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益の充当を承認する際の意見（法第40条第5項） ⑬ 次期中期目標期間の業務の財源に一定の積立金の充当を承認する際の意見（法第40条第5項） ⑭ 中期計画で定める限度額を超える短期借入金を認可する際の意見（法第41条第4項） ⑮ 短期借入金の借り換えを認可する際の意見（法第41条第4項）	必要時

※下線部分は、法人設立までに行う業務

### 3 平成27年度評価委員会スケジュール

- 第1回 7/22 委員委嘱、委員長選出、佐世保市立総合病院概要説明等
- 第2回 8月 北松中央病院平成26年度財務諸表の承認、平成26事業年度の業務実績に関する評価、佐世保市立総合病院中期目標説明等
- 第3回 9月 佐世保市立総合病院中期目標審議、中期計画説明等
- 第4回 10月 中期目標（意見書）、中期計画審議、業務方法書説明・審議、役員報酬等支給基準説明・審議
- 第5回 11月 中期計画審議、業務方法書審議、役員報酬等支給基準審議
- 第6回 1月 中期計画（意見書）、業務方法書（意見書）、役員報酬等支給基準（意見書）

○地方独立行政法人佐世保市立総合病院及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例

平成21年12月18日条例第65号

改正

平成27年3月23日条例第16号

地方独立行政法人佐世保市立総合病院及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市立総合病院及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

○ **第2条** 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第3条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

○ (委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ

による。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

#### 附 則

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。